

**NPO 宮島ネットワーク
令和7年（2025）10月（令和7年度第3回）月例会 議事録**

日時 令和7年 10月21日（火）午後2時～3時15分
場所 宮島商工会館 2F会議室

出席者 7名

挨拶 理事長 今日は急に寒くなった。昨日までは半袖だったが今日は上着がいる。体調管理が大変だが、今日もよろしく。

1) 腰細浦海岸清掃 10月04日（土）の結果について

- ・前日から雨がちの天気で、18人がキャンセルになった。スタッフとも28人で作業。
- ・カキ養殖用パイプの長いものは減ったが、発泡スチロールの欠片が草の間にちらばっているものは回収しにくい。
- ・回収量 計 87.2 kg
- ・報告紙を用意してないので、議事録に報告を添付する。

2) 室浜海岸清掃 11月02日（日）の準備について

- ・参加者を募集中だが、参加者が少ない。3連休の真ん中で行事が重なっている人が多いためか？
- ・実験所の人はとりまとめて連絡がくることになっている。
- ・漁協からの参加者はこの日は来れないため、24～26日のどこかで、漁協の人だけで作業をする予定。
- ・知人などに声掛けして参加者を集める必要がある。

3) 産業振興会の木工展 11月2日(日)～6日(木)の受付スタッフについて

- ・1日1人、10時～17時、昼休み1時間は代わりの人が来る。
分担：略
- ・担当者に日当を前払い。できなくなったときは担当者が代わりの人を探す。

4) 車椅子マップの改訂のためのアンケートについて

- ・アンケート案を配布
- ・気づきや意見の受付締め切り：10/26（日）
- ・アンケート実施期間：11月初めから～1月末 3ヶ月
- ・両観光協会へ予告と挨拶をしておく：帰路に訪問して依頼した

5) アサリ浜について

- ・沖の方が泥で埋まっていて生育が悪い。
- ・潮があまり引かない時期なので、作業がしにくい。

6) おもてなしトイレ 2階で活動紹介の写真展示の開催について

ア) シカと植物の関係

- ・シカと共に存する植物（シカに食べられない工夫）

A カンコノキ：小さいときは棘の内側に小さい葉、まず横に広がる、シカの口が届かなくなると真ん中から縦に伸びる、シカに食べられない大きさになると上のほうは棘が無くなり葉が大きくなる。

B トランオジソ：包ヶ浦の海岸に生える。臭い匂いでシカが食べない。一年草で秋に種を落とし立ち枯れるが、枯れ草にプラゴミがからまりゴミ集めに役立つ。包ヶ浦だからこそ枯れ草ごと除去できる。

C オオバコ：日本中にあるが、シカがいるところや、人に抜かれることが多い神社仏閣に生える種は、地面に張り付くように生育する。「神社型」

- ・シカに対する対応策がない植物

イ) ミサゴ；宮島に生息する鳥

7) その他

ア) 10月15日厳島水中花火大会について

- ・花火 2500発、音だけ聞いていると、かなり間延びした感じだった。
- ・6:15～6:45の30分間だけで、宿泊には結びつかなかっただろう。
- ・見物客は来た、始発の船で来て写真撮影の場所取りをするのは変わらず。帰りのフェリーに乗るのに1時間以上かかるのも相変わらず。
- ・素人のボートなど海上に出ていた舟がかなりいた。フェリーの運航を妨げるような動きもあった。
- ・報道ではカキ筏への乗り上げが1件あった。実際はもっとあったはず。以前から海上の警備がいちばん大変だった。
- ・対岸のあちこちが午後3時から駐車禁止になっていて不便だった。配置されている人員も慣れていない学生のような人だった。
- ・当初は、警察や消防署などへも連絡も協力依頼もなにもしていなかった。以前の関係者への問合せなど何もなく、観光協会へ問合せが多くあったらしい。
- ・フェリーの運航も通常通りで増便は無かった。協力依頼をしていなかったため。
- ・最初花火 5000発を厳島神社へ奉納と勝手に発表したが、神社は知らなかった。神社から言われて改めて神社へ挨拶に行き 2500発を奉納とした。
- ・全国の花火組合が来ていた。
- ・花火に合わせて音楽も演奏されていたが、音楽が合わない感じだった。→アンバサダーとするタレントの曲だからだろう。
- ・実施した実行委員会は、廿日市青年会議所が中心となり、以前のやり方をまったく

- 知らずに知ろうともせずに実施した。
- ・赤字がかなり出たよう。どこが補填するのか?
- ・来年は未定とのこと、どうなるか?

イ) 「たのもさん」について

- 「たのもさん」を初めて案内することになった観光ガイドの人が宮島観光協会へ問い合わせたところ、「たのもさんは民俗行事で観光行事ではない」とけんもほろろの返事があったと。
- 問い合わせたのは、英語ガイドの人、実際に今年のたのもさんを観光客が見物した。観光協会のHPにはたのもさんの説明がある。文化庁の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」にも指定されている。
- 観光協会の対応や態度について意見あれこれ。